

課題 1 行政内における推進体制の充実

現 状

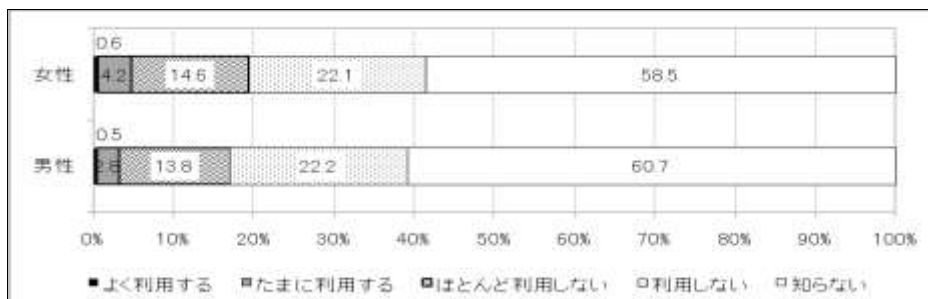
男女平等社会の実現に向けた施策は、様々な分野に及び総合的なものです。

市職員は、そのことを十分に認識し、ジェンダーの視点\*、人権尊重の視点を持って事業を実施する必要があります。平成 17 年度より、男女平等行動計画について、評価対象事業を抽出し、市の男女平等推進本部及び市民による評価を行っています。担当課による自己評価との評価数値の開きは小さくなっていますが、ほとんどの事業の評価が担当課の自己評価より低くなっています。

日野市における男女平等推進の総合的な窓口として、また、情報提供・発信、相談、地域交流支援を行う市民の活動拠点として、男女平等推進センターが設置されました。

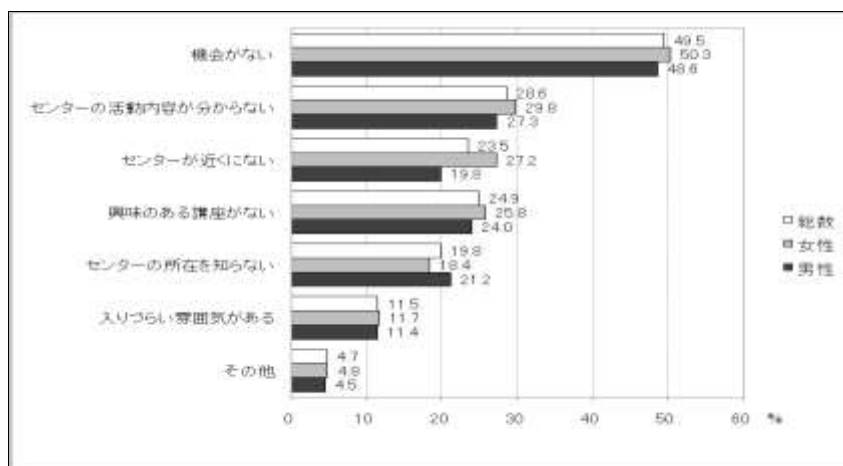
内閣府「男女のライフスタイルに関する意識調査」によると、男女とも約 60%の人が、男女共同参画センター等について「その存在を知らない」としています。また、施設を知っている人の中で、「ほとんど利用しない」「利用しない」とした人が男女共同参画センター等を利用しない理由を「機会がない」、「センターの活動内容が分からない」としています。

◆ 男女共同参画センター等の施設の利用経験の有無 ◆



内閣府男女共同参画局「男女のライフスタイルに関する意識調査（平成 21 年 9 月）」

◆ 男女共同参画センター等を利用しない理由（複数回答） ◆



内閣府男女共同参画局「男女のライフスタイルに関する意識調査（平成 21 年 9 月）」

市が実施する男女平等推進施策についての苦情、男女差別による不利益、セクシュアル・ハラスメント\*（セクハラ）または暴力等により人権を侵害された場合における市民からの申し出を適切かつ迅速に処理するため、日野市男女平等基本条例で苦情処理窓口を設置しています。しかし、平成 17 年度から平成 22 年度にかけて苦情処理に関する申し出はありませんでした。

## 課 題

- 市の施策・事業をあらゆる分野でジェンダーの視点\*を持ち実施するため、職員一人ひとりの男女平等に関する認識を深める必要があります。また、市内事業所の一つとして、市役所が率先して庁内の男女平等を推進し、市内事業所の先導的な働きをすることも必要です。
- 市の財政状況も考慮し、男女平等推進センターが担うべき機能について、体制や運営方法を検討・整理し、より市民の活動拠点として、また男女平等社会の実現の先導的役割を担う拠点として充実することが重要です。
- 苦情処理制度は、人権侵害などを是正する仕組みであるとともに市の施策・事業をジェンダーの視点から改善につなげる有効な制度でもあります。苦情処理制度を市民が利用しやすい制度にするとともに、その周知が必要です。

## 課題解決に向けて

- 男女平等社会の実現に向けた施策は様々な分野に及ぶ総合的なものであることを職員が認識し、事業の立案・実施をするよう、職層・経験年数に応じた研修を行います。
- 市役所も市内事業所のひとつとして、女性も男性も、積極的に政策決定過程に関わるよう意識の向上を進めます。また、セクハラなどに関する相談体制の充実や職員のワーク・ライフ・バランス\*を推進する取り組みを行います。
- 男女平等推進センターの役割を明確にするため、機能・体制及び運営方法を総合的に見直します。更に市民・団体などとの協働による事業の実施や市民・団体の交流や自主的活動の拠点、男女平等社会の実現に向けた様々な情報発信の拠点としての取り組みを行ないます。
- 市民が苦情処理制度を活用しやすいよう、男女平等に関する相談を幅広く受ける相談窓口の設置とその周知を図ります。

### 施策 1 率先行動としての庁内の充実

事業・担当課	内 容	目 標
36 男女平等推進庁内 ワーキングチーム の活動の支援  ◆男女平等課	市役所内の男女平等を進めるため、ワーキングチームを立ち上げ、具体的な課題を持って啓発、情報提供を行う。 (具体例) ・ワーク・ライフ・バランス*、育児・介護休業制度*に関する啓発	啓発活動 1 回/月 活動報告を全庁に 報告

事業・担当課		内 容	目 標
37	男女平等に関する 職員研修の充実  ◆職員課 男女平等課	市の施策を進める主体として、職員がジェンダーの視点*を身につけるよう研修を充実する。  ① 管理職及び職層ごとの研修を実施する。 ② 新人職員への研修を実施する。	毎年、対象者が全員研修を受講
38	女性と男性が対等に働く職場づくり  ◆職員課	男女平等参画を推進するため、職員自身がその機会を積極的に活かす。  ① 職員が昇任試験にチャレンジすることを奨励する。 ② 女性職員のエンパワーメント*向上に向けた学習の機会を提供する。	女性管理職の割合 30%以上
39	セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）*苦情相談及び防止対策・苦情処理体制の充実  ◆職員課	セクハラを防止し、女性も男性も働きやすい職場とするため、苦情相談及び防止対策・苦情処理体制を充実する。  ① 外部相談員の導入について検討する。 ② 加害者更正教育の実施を検討する。	計画期間内に実施
40	職員のワーク・ライフ・バランスの推進  ◆職員課・全庁	特定事業主行動計画*を職員に周知し、仕事と家庭生活など仕事以外の生活を両立できる職場づくりを行う。  ① 女性も男性も、ともに育児休業や介護休業などが取得しやすい職場づくりをする。 ② 特に男性職員は、子の乳幼児期に必ず育児を目的とした休暇を取得するようにする。 ③ 育児に関する休暇制度を周知する。 ④ 仕事と仕事以外の生活の両立ができるよう、ノー残業デーの徹底（時間外勤務の削減）と年次有給休暇の取得促進を促す。	②対象者の 30%取得 ③情報提供 1 回以上/年

#### 市民・事業者の行動提案

##### ◇市 民

- ・市役所や市の施設における職員の仕事の取り組みに関心を持つ

##### ◇事業者

- ・男女平等の取り組みについて市役所と情報交換をする。

## 施策2 男女平等推進センターの役割の整理

事業・担当課	内 容	目 標
41 男女平等推進センターの機能・体制の整理  ◆男女平等課	男女平等行政担当主管課と男女平等推進センターの役割を見直し、男女平等推進センターの機能・体制を整理し活性化を図る。	計画期間内に役割分担を明確にする。

### 市民・事業者の行動提案

#### ◇市 民

- ・男女平等推進センターの体制・機能について市に意見を述べる。
- ・男女平等推進センターが実施する事業や情報誌作成の企画・実施に参画する。

#### ◇事業者

- ・男女平等推進センターの体制・機能について市に意見を述べる。

## 施策3 苦情処理制度の整備

事業・担当課	内 容	目 標
42 男女平等相談窓口の設置  ◆男女平等課	苦情処理制度を利用しやすくするため、広く相談を受け、適切な相談や苦情処理制度につなげる男女平等相談窓口の設置とその周知を図る。	

### 市民・事業者の行動提案

#### ◇市 民

- ・人権侵害を受けたり、身近に受けている人がいたら男女平等相談窓口を紹介する。
- ・苦情処理のための調査に協力する。

#### ◇事業者

- ・苦情処理のための調査に協力する。